【資料２】

吹田市障がい者福祉事業推進本部設置要領

（設置）

第１条　庁内における障がい福祉事業の連絡調整を図り、当該事業を総合的かつ効果的に実施するため、吹田市障がい者福祉事業推進本部(以下｢推進本部｣という｡)を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

⑴　障がい者の自立更生と社会参加を推進するための施策の調整に関すること。

⑵　地域社会の障がい者への理解と協力を得るための啓発活動に関すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、本部長が必要と認めること。

（組織）

第３条　推進本部に、本部会及び幹事会を置く。

本部会は、本部長･副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は、市長をもって充てる｡

３　副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

４　本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

危機管理監、総務部長、行政経営部長、市民部長、理事（人権政策・ウクライナ避難民支援担当）、都市魅力部長、児童部長、福祉部長、理事（福祉指導監査担当）、健康医療部長、保健所長、環境部長、都市計画部長、土木部長、消防長、水道部長、学校教育部長、教育監、地域教育部長

（職務）

第４条　本部長は、推進本部の事務を総括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序によりその職務を代理する。

３　本部員は、本部長又は副本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（会議）

第５条　本部会の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

２　本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（幹事会）

第６条　幹事会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

ただし、主管の部次長を置かないときは、部の庶務を所管する室の室長とする。

　　総務部次長、総務部人事室長、総務部契約検査室長、行政経営部次長、市民部次長、市民部人権政策室長、都市魅力部次長、児童部次長、児童部子育て政策室長、児童部保育幼稚園室長、児童部こども発達支援センター長、福祉部次長、福祉事務所長、福祉部高齢福祉室長、福祉部障がい福祉室長、健康医療部次長、環境部次長、都市計画部次長、都市計画部住宅政策室長、土木部次長、消防本部次長、水道部次長、学校教育部次長、地域教育部次長

２　幹事会は、推進本部の所管事務について本部会を補佐する。

３　幹事会に座長を置き、障がい福祉室長をもって充てる。

４　幹事会に副座長を置き、子育て政策室長をもって充てる。

５　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

６　幹事会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長となる。

７　座長は、必要があると認めるときは、幹事会の組織員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（作業部会）

第７条　本部会議に、その所掌事務を調査研究等をするため必要があるときは、作業部会を置くことができる。

２　作業部会に属する部会員は、本部長が指名する。

３　作業部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ本部長が指名する。

４　部会長は、部会に会務を掌理する。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

６　部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

（庶務）

第８条　本部会の庶務は、福祉部障がい福祉室及び児童部子育て政策室において処理する。

（委任）

第９条　この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要のある事項は本部長が定める。

附　則

この要綱は、昭和５５年９月２９日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、昭和５７年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、昭和６０年６月１０日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成元年１月２０日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成４年１１月１７日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成５年１１月８日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成８年１２月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成１０年４月２０日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成１２年４月１７日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、決裁の日から施行する。（決裁日平成１９年８月７日）

　　　附　則

この要領は、平成１９年１１月１２日から施行する。

　　　附　則

この要領は、決裁の日から施行する。（決裁日平成２１年３月２日）

　ただし、第３条及び第９条の規定は、平成２１年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、平成２３年３月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、平成２３年５月１７日から施行する。

　　　附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年１２月１日から施行する。

　　附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

　　附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年１０月１６日から施行する。